

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 単一組合スト及び個別労働案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): ストライキ, 労使間の争議, 沖縄事務所 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43692

金軍一旁春斗

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写 総番号(T.A.) 68年4月10日12時50分 ナハ発着
68年4月10日12時00分 本省着

外務大臣殿 高杉 夫徳=臨時代理大臣=総領事=代理
南連事務所長

(ゼネス)決定(につけ)

第18号 (極秘報) 至急

当地における春斗のプログラムについては、信電第8号にて複報したところであるが、その後全軍勢は内部に実力行使を躊躇う動きもあり、オ2陣に退ることとなった。オ1陣は予定通り4月18日に港湾(ナハ軍港およびホワイトビーチ軍港における罷業)、官公署、全通および新たに私鉄ナキナワ(バス共斗)が加わってそれ等が中心となる。オ2陣は23日頃県労協が全軍勢を包んでスト態勢を確立する。

関係省に連絡ありたい。

(了)

(北米課了承済 4月12日00電文課)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写 総番号(T.A.) 13996
68年4月10日10時50分 ナハ発着
68年4月10日16時48分 本省着

外務大臣殿 高杉南連事務所長

(沖縄労働情勢)

オ20号 平 (極秘報)

昨9日沖縄全軍労ウエハラ委員長が北米局大河原参事官に対し(大森同席)、布令ノ16号問題はじめ専面の労働情勢に関する語った内容以下通り。

1. 昨日、米本国より帰任したUSCARのフェーラー労働局長と1時間に亘って懇談した結果、米側は1種、2種労働者のスト規制について若干柔軟な考え方を持っていいるとの印象を得た。

それは幾つかの限定された(重要産業)については労働協約を締結して平和条項を設立するとのプランを示唆されたためである。

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

機密

このプランが実現されればミルクプラント操業、無線電信電話などは重要産業指定と外されることとなり、現行ノ116号ノ13条よりかなり緩和されることとなる。
2. 米側は苦情処理棧閣と不事労働行為などについての労働司法棧閣という2種類の調停委員会の設置を内々に考慮している模様であるが（注 後者には沖縄代表の参加を認めていない）、全軍労下部には賃銀決定棧能を有する団体交渉の場にならなければ意味がないとの驚きの突き上げがある。
3. 私（ウエハラ）としては日米硫諸問委員会において基地労働者の問題を取り上げてほしい。

堀井試長が来島したときに、地元革新陣営との間に本件について喰い違いが問題になった（政情参考照）が、

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

機密

現在の一体化策には立場の差異に基くシエウリュウ・スケーリングの見方がある。

しかし、労働組合次元ではわらゆるチャレンジルを使って問題点を訴えて行くのがよいと思う。

従って諮詢委においては直接雇用移行離職者対策など一体化のプロセスにおける基地労働全般の問題としてとらえてほしい。

4. 今回の春闇は賃上げとノ116号撤廃の二本建てであるが、その意味は何といっても賃上げである。

組合結成（1961年）前からの米労務政策に対しては爆発に近いよう、ついで組合員の間にある。それが那覇町などを中心とした過激派の横の連帶として現われるようにあっており、とりまとめに苦慮しているが、この面からも

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

米側が十分な償上ヶ額を提示することが望ましい。

5. 7月の大会で20日すぎに一^有10割年休戦術とることを決議したが、これにより(スト)突入が延至に至ったわけではない。

県労協の第一波ストからやりたのもギリギリまで交渉を行うためである。

バスが停まる18日こそ(スト)とうつ好戦であるとの部内の批判もあったが、24, 5日頃と目される春闇のヤマ場まで交渉を打切らない。

6. 堀井説長はわれわれの(復帰春闇)を物心両面に亘って全面的に支援すると語っていたが、同説長の来島は今回の戦術決定にあってそれ程密接な実績を持っていたとは考えていない。

7. 1970年頃までに間接雇用に移行

-4-

外 務 省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

すれば本土全駐方の支部に組織替える考え方もある。

(⁷) (電信率題、本電冒頭に極秘扱と付記ありたい、原ナハ来電原文の指定による)。

(3)

-5-

外 務 省

<p style="text-align: right;">注 意</p> <p style="text-align: right;">748</p> <p style="text-align: right;">機</p> <p>電 信 写</p> <p>大政事外官務次官房大臣官宿審長 儀入計会領審 文電領旅國參資營長課輪厚 北東 長總中西 北米參北 中南長中住 政參 長西東 近參 長近 經國米二國參調歐統拉近 長經賠償 協政技驗國 參協長國參軍社長政經科 内道外文文長</p>	<p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。</p> <p>電 信 写</p> <p>68年4月13日13時30分 大日本省発着 米北 68年4月16日16時54分</p> <p>高杉南連事務所長</p> <p>全軍労の春闘に関する件</p> <p>×22号 平(秘級)</p> <p>往電文8号に關し</p> <p>全軍労の春闘について10日USCAR労働局長が往訪した本官に対して語ったところ大要次の通り。</p> <p>1. 全軍労は春闘第一波からおり、目下17日および18日に官公労が行う5割年休闘争の成行きと反響を見ているので、彼等が掲げている10割年休を実行するか否かを今から予見することは難しい。その上ウエハラ委員長はワシントン出張の際、国防省事務より賃銀決定手続の改善について検討する旨の言質を取付けて来たので、この検討結果如何により春闘</p> <p>ヤマ場である25日頃までにワシントンから何尋か回答があるか否かにより全軍労の春闘方針は変りうると思う。いずれにしてしこの1週間のティアロメントが重要である。</p> <p>2. 年休に入った場合米側のとるべき処置如何との専門の復向に対し、身体がストライキと解されるか否かは各職場の状況より見て、戦闘能が害されたか否か、および通常(ルーティン)の年休申請であるか否かなどによりきまる。労働者側は注意深くストライキという語を絶対に使用しない。しかし、労使双方の解釈は対立するであろうから、最終的には高級弁務官が決めることとする。ストライキと解されるときは刑事罰が科せられることはありうるが、それでも些細なトラブル</p> <p style="text-align: right;">-2-</p> <p style="text-align: right;">外 効 省</p>
---	--

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

にとまるならば、それぞれの職場の
レギュレーションに従って処置されることとなる。
3. 給与引上げに際する労働者側の要求
を大目に受け入れて、116号布令に関する
論争を回避する考えはないか
との質問に対し、自分はここ10年
間に生じた本土駐留軍労働者との賃
銀格差をなくすことと目標として努
力しているし、全軍労幹部に対して
も今まで労使関係上の政府の立場から、
闘争目標をこの点に絞り、いた
ずらに労働基本権とか116号とかこ
んな問題のみを取り上げることを決め
てはどうかと助言したが、レバー
リーダーとしてはそれは出来ないよう
だ。他方、使用者である現地四軍も、
予算の関係上自分の上記目標を達成

-3-

外 交 省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

してくれないので行詰りを感じている。
4. 総合労働布令(CL.O)について8日
ウエハラ委員長に説明した。(と往電
スコ号と同趣旨を述べ) 自分とし
てはCL.Oは給与関係を除き全軍
労にも団交権があるのだということを
日本政府はじめ関係者が理解して
ほしい。(給与については世界中のど
の基地でも軍の現地当局者は決定
権がないことはご承知のとおり)。
お見込みによりワシントンに転電あ
りたい。

(3)

-4-

外 交 省